

第 9 回

熊本県議会

T P P 対策特別委員会会議記録

平成26年12月11日

開 会 中

場所 全員協議会室

第9回 熊本県議会 TPP対策特別委員会会議記録

平成26年12月11日(木曜日)

午後1時33分開議

午後2時9分閉会

本日の会議に付した事件

(1) TPP交渉に関する件

① TPP交渉の現状について

② TPP協定交渉に対する意見書の提出について

(2) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

(3) その他

出席委員(14人)

委員長 早川英明  
副委員長 藤川隆夫  
委員 山本秀久  
委員 西岡勝成  
委員 村上寅美  
委員 鬼海洋一  
委員 城下広作  
委員 松田三郎  
委員 吉永和世  
委員 佐藤雅司  
委員 小早川宗弘  
委員 松岡徹  
委員 淵上陽一  
委員 早田順一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 島崎征夫  
政策審議監 柳田誠喜  
首席審議員兼

企画課長 小原雅晶

知事公室

政策調整監 白石伸一

総務部

人事課長 青木政俊

健康福祉部

健康福祉政策課長 渡辺克淑

首席審議員兼

健康危機管理課長 一喜美男

医療政策課長 立川優

国保・高齢者医療課長 大塚陽子

環境生活部

環境政策課長 正木祐輔

くらしの安全推進課長 開田哲生

商工観光労働部

総括審議員兼

政策審議監兼

商工政策課長 高口義幸

産業支援課長 古森美津代

企業立地課長 寺野慎吾

農林水産部

政策審議監 濱田義之

首席審議員兼

農林水産政策課長 田中純二

農産課長 下舞睦哉

畜産課長 矢野利彦

林業振興課長 江上憲二

水産振興課長 平山泉

土木部

監理課長 成富守

出納局

管理調達課長 田上英充

事務局職員出席者

政務調査課主幹 松野勇

政務調査課主幹 法川伸二

午後1時33分開議

○早川英明委員長 こんにちは。

ただいまから、第9回TPP対策特別委員会を開会いたします。

それでは、ただいまから審議に入ります。

まず、執行部からTPP交渉の現状についての説明の後に、一括して質疑を受けたいというふうに思います。

それでは、説明をお願いします。

○小原企画課長 企画課の小原でございます。

TPP交渉につきましては、新聞等で報じられましたとおり、昨年同様、年内の妥結は見送られております。本日は、初めに9月議会以降のTPP協定交渉をめぐる最近の主な動きについて御説明し、その後、11月までに行われた交渉会合の概要を説明させていただきます。

資料をめくっていただき、1ページをごらんください。

まず、TPP交渉をめぐる最近の主な動きについて御説明させていただきます。

1ページ上のほう、四角囲みの9月の当特別委員会以降の動きから御説明いたします。

その下の段から、10月10日と15日に、政府による説明会が開催されております。結果は後ほど御紹介します。

次の行から交渉会合になりますが、10月19日から、オーストラリア・キャンベラにおいて首席交渉官会合が開催されました。この会合に続いて、シドニーで、10月25日から閣僚会合、10月28日から首席交渉官会合が開催されております。

次に、中国・北京でのAPEC、アジア太平洋経済協力の会議開催に合わせて、11

月6日から同地で首席交渉官会合、11月8日にTPP閣僚会合、11月10日には首脳会合が開催されております。

11月に開催されましたこの閣僚会合及び首脳会合の結果につきましては、11月25日と11月28日に政府による説明会が東京で開催されておりますので、この後説明させていただきます。

続きまして、2ページをごらんください。ここから資料が縦になります。

2ページから5ページまでが、10月15日に東京で開催された都道府県を対象とした政府の説明会の資料でございます。本県からは東京事務所職員が出席しております。

それでは、3ページと4ページをごらんください。

7月から9月にかけて行われたTPP交渉の結果などについて、内閣官房TPP政府対策本部がまとめたものです。

3ページの1、TPP首席交渉官会合及び同じく3ページ、下から4行目の2、日米協議については、次の4ページの5行目までは9月の当委員会で説明しておりますので、4ページの2番目の白丸、甘利大臣、フロマン通商代表協議の協議結果概要について、アンダーラインを引いている以下を御紹介します。

協議結果概要の2の部分ですが、「我が国は日米間をまとめるべく、責任をもって会談に臨んだが、議論がかみ合わず」「進展を得ることができなかった。」また、次の行の3のところですが、「交渉をまとめるには、双方が歩み寄るという姿勢が必要である。」とされています。

次に、同じく4ページ、中段下の3、今後の予定について。

この資料が10月15日付のもので、(1) TPP閣僚会合に関しては、10月25日

からオーストラリアで開催された閣僚会合について掲載されております。

一番下のアンダーライン、このTPP閣僚会合の開催国であるオーストラリア政府のプレスリリースですが、これは10月25日の閣僚会合開催前に発表されたものです。

開催に当たっては「閣僚は年末までに協定の基本的な要素について合意することを目指し交渉を進展させる。」とあります。ただし、この閣僚会合の開催後の新聞報道でもあったとおり、この閣僚会議では、基本的要素の合意には至っていないようです。

資料をめくっていただき、5ページをごらんください。

(2) 日米協議については、10月に東京で行われた農産品、自動車に関する事務協議について書いてあります。

アンダーラインが引いてある「準備作業」というのは、さきの4ページで紹介した甘利大臣、フロマン通商代表の協議の不調が、米国側の準備不足が理由であったことを受け、米国の準備状況を確認するという意味だそうで、その後、10月15日まで日米の交渉が行われています。

この日米協議の結果については、セーフガードの取り扱いなど、日米の意見の隔たりについて、大江首席交渉官代理は協議後の記者会見で、詰まっているのは間違いないと発言しています。

資料には記載してありませんが、この後、11月3日と6日に、ワシントンと東京で日米事務レベル協議が行われております。

資料6ページをごらんください。

6ページから最後の15ページまでが、11月28日に東京で開催された都道府県を対象とした政府の説明会の資料です。本県からは東京事務所職員が出席しております。

4つ目の白丸にある資料の英文について

は、本日は資料につけておりませんので、御了承ください。

資料をめくっていただき、7ページと8ページをごらんください。

資料の1でございますが、TPP北京会合結果報告についてですが、当日の説明会冒頭、政府本部の担当者から、資料3、本日の資料では10ページからの貿易閣僚による首脳への報告書ですが、この報告書に現在の交渉状況について具体的に書かれているので、これを中心に説明したいとの挨拶がありました。したがって、本日の説明も、この7ページ、8ページの資料1、TPP北京会合結果報告については、こちらでアンダーラインをしている部分の説明も含めて、次ページ以降の資料2、首脳声明及び資料3、貿易閣僚による首脳への報告書をもって説明いたしますので、御了承ください。

それでは、資料をめくっていただき、9ページをお願いいたします。

資料の2、首脳声明について御説明をします。

政府本部の担当者からは、報道では妥結目標の時期が記載されていないという書かれ方があったが、甘利大臣が、妥結時期の願望を書くだけでは意味がなく、妥結に向けて難航分野などをどうやってまとめるかという工程表が必要と強く主張との説明がありました。

その結果、1段落目のアンダーラインの最初にありますように、「終局が明確になりつつあることを受けて」という表現に落ち着いたとのことでございます。

続いて、10ページをごらんください。

ここから最後の15ページまでが、資料3、貿易閣僚による首脳への報告書となります。

先ほど申し上げました、終局が明確にな

りつつあることを受けて、2段落の2行目のアンダーラインにありますように、「課題に関する相互に受け入れ可能な成果について合意するための共同作業計画を策定した。」とされています。

この共同作業計画は、分野ごとの残っている論点、その論点をいつまでに片づけるということが書かれている、これまでの首席交渉官会合でつくられた作業計画と違い、難航分野も含めてつくったところが特徴であるとのこと。ただし、未完成の部分もあるそうです。

資料には掲載しておりませんが、この12月と、恐らく年明けに開催される首席交渉官会合、この2回ぐらいの首席交渉官会合で、この共同作業計画の進捗を確認して、具体化できていない段取りをさらに明確化することで、大筋合意に向けた最終的な閣僚会合の開催が見えてくると思うと説明がありました。

資料をめぐっていただき、11ページをごらんください。

ここからが分野別の交渉状況について書かれております。分野によっては、合意したなどの表現がなされております。

政府本部の担当者からは、個人的な意見と留保されましたが、進捗状況は、1、合意、2、合意に近い、3、進展、4、作業中、5、まだまだ先が長いという困難の5段階に分けられるのではないかとの話がありました。

まず、11ページ、最初の1つ目の黒ポツでございます。

物品市場アクセスについてですが、この段落の上から5行目のアンダーラインにあるように、「多くの国の間で大きく進展しているが、いくつかの品目の取り扱いやいくつかの国について作業が残されてい

る。」ということで、先ほど申し上げた5段階評価では、真ん中の3番目の進展と評価できるとのことです。

なお、このページの上から8行目のアンダーラインですが、「無税の市場アクセス」とありますが、この無税の市場アクセスとは、これは関税撤廃の意味ですが、この目標は、最初からこの報告書に書かれております。

ただし、同じ11ページの中ほどの黒ポツ、物品市場アクセスの段階の下から3行目の「商業的に意味のある市場アクセス」という表現が今回の報告書から追加されたものだそうです。これは、日本の立場を粘り強く説明している成果であり、関税撤廃にこだわらないとも読めるのではないかとの説明がありました。

同じく11ページ、2番目の黒ポツのところですが、サービス、投資、金融サービス、政府調達、経済人の一時的入国について書かれております。

資料には書かれていませんが、これらについては、条文の議論はほぼ終わっているようですが、アンダーラインの最後のほうで「作業は継続している。」とあるように、5段階評価で言うと、まだ4番目の作業中という評価になるとのことです。

11ページ、下から6行目の最後から始まるアンダーラインですが、「公共の利益のための政府の規制権限を維持するための、新しく、かつ強固な保護基準と両立させることに合意」とあります。この部分は、ISDS条項、つまり国対投資家の紛争解決手続を念頭に書いてあるところ。です。

これは、投資の受け入れ国が、公共目的で国内の規制を強化できることに合意したということであり、国の主権に基づき、必要な規制を行えることが明文化されるとい

うことで、ISDSについては、ここで山を越えたのではないかという説明がありました。

続いて、12ページをごらんください。

最初1つ目の黒ポツは、原産地規則ですが、実質的に進展という評価だそうです。5段階で言うと、真ん中の3番目になります。

2つ目の黒ポツは、税関の協力などの貿易円滑化についてですが、5段階評価で言うと、2の合意に近いという評価だそうです。

3つ目の黒ポツは、SPS、衛生植物検疫、TBT、貿易の技術的障害のことで、食の安全に関係する分野です。これも合意に近いという評価になります。

政府からは、これまで何度か説明はあってはいますが、既存のWTOの協定と整合性を確保しており、TPPによって日本の食の安全に関する制度改正を余儀なくされることはないということでした。

続いて、新たな貿易課題という項目について御説明します。12ページ、一番下の行の文から続いておりますが、資料をめくっていただき、13ページをごらんください。

この項目は、電子商取引のことで、これは、5段階で言う、2番目の合意に近いという状況だそうです。

13ページ、一番上の黒ポツについては、国有企業のことですが、アンダーラインの最後のほうで「各国間の公平な競争を促すための作業を進めてきた。」とあるように、5段階評価の4、まだ作業中とのこと。これは、時間はかかるが、遠くない時期にめどがつくのではないかとのことです。

13ページ、2番目の黒ポツについては、知的財産のことですが、アンダーラインにありますように、「協定の最も複雑で困難

な分野」ということで、一番おけているという評価でございます。

2番目の黒ポツの一番下のアンダーライン「TPP経済の多様性を反映するような、適切なバランスを取るべく作業をしてきた。」とあるのは、一定の猶予期間を設けることなどについて議論をされているとのこと。

13ページ、3番目の黒ポツは、環境のことですが、アンダーラインの最後の部分のとおり「合意に向けて大きく進展」とあります。先ほど言いました進捗状況の5段階で言うと、2の合意に近いと3の進展の間ぐらいということで、山を越えたという説明でした。

13ページ、4番目の黒ポツは、労働分野のことですが、これは合意に近づいているということでございます。

次に、13ページの下から8行目から、分野横断的な貿易課題という部分についてですが、この部分は、交渉分野で言うと、分野横断的事項、協力、制度的事項について書かれています。これらについては、アンダーラインにありますように、「作業の完了に近づいている。」とされており、5段階で言えば、2番目、ほぼ合意に近いとの評価と言えます。

14ページにかけて、それぞれの点については説明は省略させていただきます。

最後に、14ページ下の項目の次のステップという部分について説明をいたします。

下から4行目のアンダーラインですが、「交渉妥結の正確なタイミングは交渉の中身の進展振りが決する」とあり、次に、資料をめくっていただき、15ページをごらんください。

1行目のアンダーラインですが、「TPPのような複雑かつ野心的な協定を妥結す

ることは容易ならざる目標」とされており、加えて、下のほうのアンダーライン、「各国の必要性に対応策を見出すために、妥協策を求め、实际的、柔軟かつ創造的に作業を行う必要がある。」とされ、非常に現実的な表現も盛り込まれております。

資料に載せてはおりませんが、現在開催されている首席交渉官会合では、北京の閣僚会合で策定された共同作業計画に従って、非難航分野については11月中にほぼ終わらせることにされていたそうですが、この確認をするとともに、難航分野の進捗状況を確認して、期限をより明確にすることになるとのことです。

今後のスケジュールについては、知的財産、物品の交渉次第とのことですが、米国の雑誌に掲載されたという米国議会関係者の発言が紹介されました。来年は米大統領選が本格化するので、現オバマ政権がTPP法案を提出するならば、法案審査など議会等の米国内の手続から逆算すると、来年の秋から数カ月前には妥結していなければならないとのことでした。

政府の担当者からは、来年の遅くない時期に、早期妥結について方向性を出したいという思いは各国共通していると思うとのことでした。また、農産品、自動車に関する日米交渉については、引き続き事務方で交渉を行っていくとのことでございます。

資料の説明は以上でございます。

先ほど触れましたが、この12月7日から、米国・ワシントンにおいて首席交渉官会合が開かれております。今後は、農産物、自動車に関する日米を初めとする2国間協議の進展、ルール分野で言うと、知的財産の論点の整理を経て、大筋合意のための閣僚会合がいつ開催されるかが焦点となると考えられます。

説明は以上でございますが、引き続き、県議会の皆様とも連携しながら、情報収集や政府に対する要望活動等を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○早川英明委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、何かございませんか。ありませんか。

○藤川隆夫副委員長 I S D S 条項の話で書いてありますけれども、最終的には幾つかの重要な作業が残されていると書いてありますけれども、この付近の内容というのは恐らくわからないだろうと思うんですけども、ただ、全部文章を読むと、非常にわかりづらい、平易じゃない文章で書かれているので、これを一体どういう形で、どういうふうに読み込んで解釈するのかというのは――今のは全て国の解釈、それとも県のほうでそういうふうに解釈しているのか、その付近わかりますか。

○小原企画課長 ただいま申し上げましたこの資料は、全て閣僚が首脳に報告したということで、英文で書かれておるのを日本語に政府がされている文章で、我々が読んでも非常にわかりにくい文章ということで、先ほど申し上げた、国からの説明会が東京であると、そのときに発言された内容を私が要約してお話をしているということでございますので、私の考えではございません。

○藤川隆夫副委員長 わかりました。

であるとすれば、恐らくこの解釈が、我が国の解釈であって、よその国の解釈と異

なる場合というのは当然あり得るじゃないですか、外国との交渉事でありますから。その部分というのは、最終的にどの時点で、どの場面で我々のところに示されるのかというのはわかりますか。具体的に、本当にこういう内容だというのは。

○小原企画課長 最終的に妥結になった場合には、英文とフランス語とスペイン語で正文が解釈されます。それと同時に、日本語でも翻訳されるんですが、その過程が、最終後約半年ぐらいかかると、それをもって国会の審議にかけるということで、公にされるのはその段階であるというふうに聞いております。

○藤川隆夫副委員長 わかりました。

○鬼海洋一委員 ほとんどわかりません。

それで、今さっきもありましたように、結局が明確になりつつあることを受けて、しかし、残っている課題がこれだけだというようなお話がありました。

それで、今回の、まあこれは後の話ですけども、意見書等についての案が用意されているようですが、この中で、特に米、麦、つまり主要農産物のこの中身が、現段階でどの程度、例えば1、2、3、4、5という段階があったというふうにお聞きしましたけれども、じゃあこの問題についてはどの程度のところまで来ているのか、あるいはその方向性はどうかということについてはわかりますか。

○小原企画課長 その中身については、説明はございませんでしたので、私どもはわかりません。

○鬼海洋一委員 霧の中ですね。霧の中の議論で、ちょっときょうも困惑しているというのが率直な気持ちですけども、今藤川副委員長のほうからお話がありましたように、もうちょっと平易な書き方で、どこがどう問題なのかということを出してもらわないと、これはなかなかこの文章で現状を把握するということが非常に難しいんじゃないかなというふうに思います。その点はいかがでしょう。

○小原企画課長 今回ここでお示しているのは、先ほど申し上げたとおり、政府の資料でございますので、それは、そのままお出しするのが一番正確であろうということでお出ししているところでございます。

これの説明——これだけではなかなかわかりにくいというところで、政府のほうで都道府県向けに説明会があって、その政府の説明によるものを私どもが今説明させていただくということで、なかなか私どもも理解するのは難しいところがございますけれども、今申し上げられた、政府としては、21分野あるうちの21分野を今それぞれ説明をされているということで、今鬼海委員のおっしゃられた農産物に関しては、分野のうちの一つの物品市場アクセスと、その中身については、幾つもある農産品、それから自動車という、そういったパッケージで考えられている部分で、その中身については、恐らくはまだ公表はできないということだろうと思っております。

○早川英明委員長 私のほうからですけども、小原課長、私がちょっとおたくからもろうたこの貿易閣僚による首脳への報告書って、5段階のこの表、これは委員の先生方には配られぬたいな。ある程度、これ



でどの項目は5とか4とかですよということで、その中身については、今課長がおっしゃったように、わかりづらいと思いますけれども、大体の概略はこれが一番早かて思うばってん。

○小原企画課長 わかりました。それでは、配らせていただきます。

○早川英明委員長 これを今コピーしてから、ちょっと今配ってもらうとよかばってん。（「まだ来とらぬ」と呼ぶ者あり）これが一番よかて思いますよ。ここにあるなら配ってください。

○西岡勝成委員 この前、自民党本部に行ったとき、たまたまTPPの勉強会がありまして、議員の先生方から、これは一つ一つランクをつけてくれと、今の進捗状況を1から5まで。それで発表されていましたが、そのような資料は持っていない。

○早川英明委員長 それがこれです。だけん、今お手元に配付します。

その間、ほかに何かございせんか。

○松田三郎委員 先ほど藤川副委員長、そして鬼海委員の御発言にも若干関係いたしますが、ここは島崎部長あたりが、まあざっくりした話で結構ですけれども、そもそもこのTPPの特別委員会を設置して、最初のころの議論で、なかなか各交渉過程においては守秘義務がかかって、交渉官あるいは身近な、近いところの関係者でしょうけれども、なかなか公表することができないと、TPPの交渉過程はそういうルールなんだという話を聞いて、道理でやっぱり我々——国会議員にすらあんまり情報が入

ってこない、ましてや我々にも入ってこないという時期を経て、それで意見書等々には、可能な限り情報提供という話を毎回項目を入れているわけでございます。

ただ、その当時も、アメリカなんかは、一定の誓約書か何かをとって、ステークホルダーというか、業界団体の方にも何か説明しているらしいという話もありまして、例えばこういう説明会はあるわけですね。ということは、まあ確かにこれは英訳文だからわかりにくいのか、ちょっと抽象的な話しかできないからわかりにくいのかわかりませんが、その守秘義務がかかる範囲というか、言っていることと悪いことというのがレベルが幾つかあるのかなと。もうぎりぎりの交渉の、例えば関税を下げるのどうのこうのというところはオープンにできないとはいえ、こういうことは一応警戒はできるわけですよ。そういう大ざっぱな、我々のイメージとして、こういうレベルまでは説明会で説明してもいいと、ただ、こういうレベルになると、ちょっとそれはできないというのが、何かわかりやすい基準みたいなものがあるのかなと思っておりますね。

○島崎企画振興部長 一般的には、外交上とか交渉上問題があることはという、当然の、さっきおっしゃられていた大原則はあるんですけども、それ以上の細かい細則みたいなものは、政府でも、恐らくそういうガイドライン的なものは、事実として言えば、多分ないんだと思います。

それで、課長から御説明いただきましたが、資料を用いていて——この国側の説明が、この何日かにある我々に対する説明というのは、資料を用いていて、今口頭で御報告申し上げましたけれども、明らかにこの文

言、そのまま読み上げるだけの説明会ではもちろんなく、そこに対する説明というのがあるわけで、そこで——済みません、御質問に対する答えとしては、そういう明確なラインはないんですけれども、規則はないんですけれども、ただ、関心事項について、より質問をし、細かい点まで質問をしてみるという姿勢を私たちがもっととるとい——その状況に応じてなんですけれども、こういった説明会です。それは答えられません、それは答えられますというのがありますので、そのの——まあ、もっと徹底して、別に今が足りないということを私が自分で認めているわけではないんですけれども、もうちょっとその質問のやりとりを交わすことによって、どこまで話せるのかということについて、ちゃんと相手には今後とも切り込むというか、政府側に切り込むというか、求めていく努力は我々は必要だと思っております、その結果についても、きちんとわかる形で御報告させていただこうと思っております。

やっぱり、問いと答えの中でしか出された資料以上のことというのは、その政府による説明会では出てこないと思っておりますので、できるだけ引き出せるようにしていきたいと思っております。

○松田三郎委員　そういうことであるならなおのことでしょうけれども、企画課長の御説明で、この説明会は、本県の場合は東京事務所の方が行かれたと。ほかも大体遠いところはそうかもしれませんけれども、今度もし機会があれば、わかれば、会の状況が、雰囲気が、一方的に説明を聞いて、ああ、そうですかと帰ってくるような類いのものなのか、かなり各都道府県からは真剣に、部長おっしゃるように、ぎりぎりの

ところを探ろうと思ってやりとりがあっているのかということ、会の雰囲気が今わかれば教えてほしい。じゃあなかったら、次回以降は、ぜひ部長のおっしゃったようなやりとりを期待しております。

○早川英明委員長　小原課長、今お手元のこれをちょっと上から説明をしてください。

○小原企画課長　先ほど松田委員のおっしゃられた件については、また次回説明会があったときに確認をさせていただきます。

ただいまお配りをさせていただいた資料は、今私が説明したのものをもとに——これは国の資料じゃなくて、私どもが、多分こうであろうというところにつくった資料でございます。

○早川英明委員長　これがわかりよかけんと思うて。

○小原企画課長　今申し上げた21分野ある中で、1番から、物品市場アクセス、これが農産品や自動車を含む部分でございます。その後、2番から、原産地規則、その他ずらっと書いてあります。

この網かけをしている部分が、作業あるいは困難な分野でございます。網かけがかかってない部分は、大きく前進あるいは合意に近づいているといった分野で、協議が進んでいるということでございます。

（「網かけは消えとる」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫副委員長　だから、4以上でしょう。

○小原企画課長　失礼しました。7番から、7、8、9、10、11、12、13、それと15です。それと18と19です。そういった部分が

現在作業中、4番、5番と協議が進んでいない部分でございます。

○早川英明委員長 ということは、主要5品目はこの1に分類するわけですね、1のところに。米、麦は1ですね。

○小原企画課長 主要5品目は、物品関税になりますので、1番になります。

○早川英明委員長 何かございませんか。

○松岡徹委員 今首席交渉官会合がありよるとかな、さっきの話では。そうすると、閣僚級会合とか首脳会合とかという予定はまだ入ってないんですね。

○小原企画課長 現在行われておりますが、この後の事務的なレベルの会議については、まだスケジュールは入っておりません。今回の会議次第だと思っております。

○松岡徹委員 さっきの課長の説明、今のこの表を見てわかるように、1の農産品や自動車、③で大きく進展ということが書いてあるけれども、結局は、国会決議や県議会の決議もありますけれども、それから見ると、この交渉では、かなり、まあざっくりした言い方をすれば、後退というかな、引いた話し合いになっているというふうに理解していいわけでしょう。どうですか。

○小原企画課長 この一番目の市場アクセスという部分については、日本が一番センシティブなものと考えているのは5品目ですけれども、その他全ての品目が入りますので、そういう意味で、先ほど御説明申し上げました、多くの国の間で大きく進

展しているというぐあいに説明をさせていただいたところでございます。

○松岡徹委員 11月13日の日本農業新聞の記事が、非常に僕はちょっと引っかかっているんだけど、これによると、アメリカの農務省の試算で、参加国全体の輸出増、その70%を日本が輸入という形でしょい込むと。逆に、いわば輸出ですね。輸出増加分に対しては、日本は輸出増額分のわずか1.4%と、こういうのが日本農業新聞に、アメリカの農務省の試算でこうなっているというのが報道されているわけですよ。

だから、輸出は、もうほとんどないというか、全体の中でわずかと。いわば、全体の輸出の、いわばそれを輸入という形で受けるのは、全体の中で日本が70%と。だから、この報道では、日本農業はひとり負けという見出しになっているわけですがね。

こういうのは、もちろん県のほうとしては、こういう報道はつかんでおられると思いますので、どんなふうにこういうのは見えていますか。

○小原企画課長 確認はしておりますけれども、これにつきましては、米国の農務省の試算というところで、また日本は日本の試算があるのではないかと思っております。

○松岡徹委員 さっきもあつたように、もう来年は大統領選挙が過熱するから、しかし、やっぱりこういう形で農務省が出している、議会の承認を得ないかぬということになれば、なかなかそれは日本の思うようにはいかないというのははっきりしているんです。

それで、私と岩中議員で今意見書を出し

ておりますけれども、もうやっぱり撤退以外ないということで、熊本県議会としても、そういう姿勢を示すべきじゃないかなということをお願いしておきたいと思っております。

これについては答弁は要りません。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。——ほかになければ、質疑はこれで終わりますが、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○早川英明委員長 それでは次に、TPP協定交渉に対する意見書の提出についての審議をお願いしたいというふうに思います。

もう既に皆様方のお手元に意見書(案)をお配りしておりますので、御一読をお願いしたいというふうに思います。

本年の2月議会におきまして、米や豚肉・牛肉、乳製品など、重要5項目の聖域の確保を最優先して、それができないと判断した場合は脱退も辞さないという趣旨の衆参両院の農林水産委員会における決議の遵守を求める意見書を可決いただき、執行部とともに前川前委員長も、国に要望をしております。

11月のTPP首脳会合では、首脳間での交渉の終局が明確になりつつあることが確認されました。同月の米国の中間選挙では、TPPのような自由貿易協定の推進に協力的と言われる共和党が、上下両院で多数派となっております。

こうした動きを踏まえ、これから妥結に向けて交渉は大詰めを迎えていくものと考えています。

政府においては、安倍首相の強いリーダーシップのもと、国益にかなう最善の道を目指して、全力で交渉に当たっていただいているものと思っておりますが、多くの県

民、とりわけ農林漁業者が抱えている不安を取り除くためにも、さきの衆参農林水産委員会における決議を遵守し、国益を守り抜くよう、改めて政府に対し意見書を提出したいと考えております。

それではまず、本委員会から3度目となります意見書を提出することについて、皆さん方の御意見をいただきたいというふうに思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早川英明委員長 よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○早川英明委員長 それでは、内容につきましては、これで結構でしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○早川英明委員長 それでは、御異議なしと認め、よって、この意見書(案)を議長に提出させていただきたいというふうに思います。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りをします。

本委員会に付託の調査事件につきまして、審査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続し、審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早川英明委員長 それでは、異議なしということで、そのようにさせていただきます。

その他に入りますけれども、何かございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○早川英明委員長 ほかにありませんでしたら、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時9分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によ  
りここに署名する  
TPP対策特別委員会委員長